

# 特別養護老人ホーム もみの木 利用料金表

H30.4.1改定版

要介護度	介護サービス費 (1単位 10.27円)								施設利用費 (単位:円)						
	1日あたり						1月あたり		負担段階	1日あたり			30日あたり合計		
	施設サービス費 (単位)	機能訓練加算 (単位)	サービス体制強化加算 (単位)	夜勤職員配置加算 (単位)	栄養マネジメント加算 (単位)	看護体制加算		口腔衛生管理体制加算 (単位)		口腔衛生管理加算 (単位)	食費	居住費	預り金出納管理費	介護保険負担割合	
						I	II							1割	2割
1	636	12	12	18	14	4	8	30/月	90/月	第1段階	300	820	150	61,724	85,348
											390	820	150	64,424	88,048
											650	1,310	150	86,924	110,548
											1,380	1,970	150	128,624	152,248
2	703	12	12	18	14	4	8	30/月	90/月	第1段階	300	820	150	63,960	89,820
											390	820	150	66,660	92,520
											650	1,310	150	89,160	115,020
											1,380	1,970	150	130,860	156,720
3	776	12	12	18	14	4	8	30/月	90/月	第1段階	300	820	150	66,396	94,692
											390	820	150	69,096	97,392
											650	1,310	150	91,596	119,892
											1,380	1,970	150	133,296	161,592
4	843	12	12	18	14	4	8	30/月	90/月	第1段階	300	820	150	68,631	99,162
											390	820	150	71,331	101,862
											650	1,310	150	93,831	124,362
											1,380	1,970	150	135,531	166,062
5	910	12	12	18	14	4	8	30/月	90/月	第1段階	300	820	150	70,867	103,633
											390	820	150	73,567	106,333
											650	1,310	150	96,067	128,833
											1,380	1,970	150	137,767	170,533

- ※ 平成30年4月1日現在の料金表です。
- ※ 介護サービス費の総単位数に8.3%が介護職員処遇改善加算として加算されております。
- ※ 利用料に医療費、薬代は含まれません。
- ※ 入居から30日間、および30日以上入院した場合退院後30日間、初期加算として30単位/日の1割または2割が加算されます。
- ※ ご利用者の病状等により、療養食加算として6単位/回の1割または2割が加算されます。
- ※ 入居期間中に入院又は外泊された場合は、1ヶ月に6日を限度として246単位/日の1割または2割で算定します。

負担段階の区分 (認定は市区町村です)		介護保険の給付の対象と ならないサービス
1. 配偶者(世帯分離している場合も含む)が市区町村民税非課税であること。		
2. 本人の預貯金等が1,000万円以下、配偶者がいる方は夫婦で2,000万円以下であること。		
第1段階	世帯全員が市区町村民税非課税で老齢福祉年金を受給されている方 生活保護を受給されている方	
第2段階	世帯全員が市区町村民税非課税で、本人の課税対象年金収入額+非課税対象年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	
第3段階	世帯全員が市区町村民税非課税で、本人の課税対象年金収入額+非課税対象年金収入額+合計所得金額が80万円を超える方	
第4段階	第1段階～第3段階以外の方	

- ※ 指定介護老人福祉サービスの中で提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用は利用者の負担となります。
- ※ 介護保険の給付の対象とされないサービスについての詳細は、お気軽にお問い合わせください。